

(本部員会議資料)

令和2年3月26日

## 「生活福祉資金貸付制度」の対応について

## (要 旨)

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」が示されたことに伴い、生活福祉資金の貸付原資造成経費について、知事専決処分として令和元年度静岡県一般会計予算の補正を行った。

## (事業内容)

区 分	内 容	補正額
貸付原資造成費	生活福祉資金貸付制度における特例貸付を行う原資を静岡県社会福祉協議会に助成	5億8,000万円

## (特例貸付の内容)

## 1 緊急小口資金 (福祉資金、主に休業者)

区 分	通常 (緊急小口資金)	特例措置 (緊急小口資金)
貸付対象	低所得者世帯であって、休業等により緊急かつ一時的に貸付を必要とする世帯	新型コロナの影響を受け、休業等により緊急かつ一時的に貸付を必要とする世帯
所得要件	あり	なし
貸付限度額	10万円以内	10万円以内(学校等の休業等の特例 20万円以内)
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
利 率	無利子	同左

## 2 総合支援資金 (生活支援費、主に失業者)

区 分	通常 (総合支援資金)	特例措置 (総合支援資金)
貸付対象	低所得世帯世帯であって、失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナの影響を受け、失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯
所得要件	あり	なし
貸付限度額	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内	同左
貸付期間	原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
利 率	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

3 貸付相談窓口 貸付の申込み及び問合せ：各市町社会福祉協議会  
制度に関する問合せ：静岡県社会福祉協議会

4 申込の受付開始 令和2年3月25日